

# 改正利息制限法の施行に伴う提携ATMご利用時のお知らせ

## 当金庫のキャッシュカード・ローンカードをお持ちのお客さまへ

平成22年6月18日以降、当金庫以外の提携金融機関のATMを利用される場合に、ATM画面やご利用明細票に表示されるお客さまのATM利用手数料と、実際にお客さまにご負担いただく手数料が相違する（お客さまにご負担いただくATM利用手数料が少なくなる）場合がございます。

これは、利息制限法の改正により、以下のようなお取引では、一定金額を超えるATM利用手数料が利息とみなされるための対応で、ATM利用手数料が一定金額を超えるお取引では、お客さまにご負担いただくATM利用手数料の一部を当金庫が負担させていただきます。

この場合、ATM画面やATMのご利用時に発行される利用明細票には、当金庫負担分を含むATM利用手数料が表示される場合がありますが、お客さまの通帳には、実際にご負担いただいた手数料が正しく表示されますのでご了解ください。

### <当金庫以外の提携ATMご利用時のお取引の内容>

- ・ローンカードによるお借入・ご返済
- ・総合口座キャッシュカードでのご出金時にお借入が発生する場合
- ・総合口座キャッシュカードでお借入残高のご返済（ご入金）をされる場合

お客さまにご負担いただくATM利用手数料が少なくなるのは、上記の取引のうちの一部です。ご理解のほど、何卒よろしくお願いいたします。

## 当金庫以外の提携金融機関のキャッシュカード・ローンカードをお持ちのお客さまへ

本件に係る対応は、金融機関によって異なりますので、くわしくはお取引口座の金融機関にお問い合わせください。

- ※1 利息制限法施行令第2条（平成19年11月公布）により、CD・ATMを利用したお借入またはご返済の際に、お客さまにご負担いただくATM利用手数料（消費税込）について、「お借入金額またはご返済金額が1万円以下：105円超、同1万円超：210円超」の場合、利息とみなされることが定められました。
- ※2 対象となるお取引では、お客さまにご負担いただくATM利用手数料は、お借入金額またはご返済金額が1万円以下の場合には105円まで、お借入またはご返済金額が1万円を超える場合には210円までといたします。ご利用になられたATMを設置している金融機関が、それを超える手数料を請求する場合には、差額は当金庫が負担させていただきます。なお、「お借入金額またはご返済金額」とは、実際に取引された金額（入出金額）ではなく、当該取引によるお借入金額、または当該取引によるご返済金額となります。お借入やご返済を伴わない預金としての入出金取引につきましては、従来通り、ATMを設置している提携金融機関が定める手数料をご負担いただきます。

詳しくは当金庫の窓口にお問い合わせください。

摂津水都信用金庫